

第四北越リサーチ&コンサルティング

会員規定（一般用）

第1条 本会は、第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社から地域経済に密着した情報および各種の経営上必要なサービス等の提供を受けることを目的とします。

第2条 本会は、事務局を新潟市中央区東大通2丁目1番18号
第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社内におきます。

第3条 会員として入会する場合は、次によります。

- (1) 所定の入会申込書を提出していただきます。
- (2) 初年度の会費は、550円（消費税込み）に入会月の翌月からその年度末の3月までの月数を乗じて算出した金額とし、入会月の翌月に一括払いとします。
- (3) 翌年度以降の会費は、年6,600円（消費税込み）とし、毎年4月に一括前払いとします。
- (4) 反社会的勢力に該当しないことを条件といたします。（反社会的勢力の定義については、「反社会的勢力について」をご参照）

第4条 会員は、各種特典を受けることができます。

第5条 会員資格の有効期限は毎年度3月末日までとし、会員より事前に申出のない限り、その資格は自動的に次年度に更新されるものとします。

第6条 代表者、所在地等に変更があった場合、変更届をご提出いただきます。

第7条 会員を退会する場合は、次によります。

- (1) 退会にあたっては、退会届をご提出いただきます。
- (2) 原則として、退会は3月末時点とし、会費の払い戻しは行わないものとします。

以 上

2021年10月改定

「反社会的勢力について」

反社会的勢力とは、次の①の各号のいずれかに該当するものをいいます。

また、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合も、①に準ずるものとして取り扱います。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）、および次の各号のいずれかに該当するもの
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為